

令和8年度 太宰府市 会計年度任用職員 募集要項

1 職種及び募集人数

職種	募集人数	職務内容
① 保健師	4人	特定健康診査、特定保健指導などの業務や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る訪問などの業務
② 管理栄養士	2人	特定健康診査、特定保健指導などの業務

2 基本的な勤務条件

任用期間	令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月 31日まで（更新の場合あり）
勤務日数	週5日・週38時間45分（1日：7時間45分）
勤務時間	原則として、平日の午前8時30分から午後5時まで
勤務場所	太宰府市保健センター（太宰府市五条3丁目1番1号 いきいき情報センター内）
給料・報酬	① 月額259,382円～270,936円（地域手当を含む） ② 月額242,528円～254,188円（地域手当を含む） ※職歴や勤務時間に応じて、給与額を決定します。
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当 ※条例・規則の定める条件にあてはまる場合に支給されます。
休日	週休日（原則として、土・日曜日）、祝日、年末年始 ※事業によって出勤していただく場合があります。
休暇	年次休暇（20日を上限として、任用期間によります。） ※事由によって特別休暇等が付与される場合があります（忌引など）
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用 ※任用期間や勤務時間が短い場合、社会保険の対象とならないこともあります。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれかを適用（連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用となります。）
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務など服務上の規程が適用されます。

3 採用試験内容

試験内容	書類選考及び面接試験
試験日程	申し込み後、こちらからご連絡します。
試験会場	申し込み後、こちらからご連絡します。

4 受験資格及び受験申込

受験資格	地方公務員法第16条の規定に基づき、次の項目に該当する人は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・太宰府市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人				
資格要件	① 保健師の資格を有する人、②管理栄養士の資格を有する人、普通自動車運転免許				
受付期間	～令和8年2月24日（火）必着				
申込方法	太宰府市会計年度任用職員採用試験申込書兼履歴書（市ホームページ掲載）に必要事項を記入後、 <u>それぞれの資格証明書の写しを添付</u> の上、下記の申し込み先に郵送または直接持参してください。				
提出物	・太宰府市会計年度任用職員採用試験申込書兼履歴書 ・それぞれの資格証明書の写し				
申込先	<table border="1"><tr><td>郵送の場合</td><td>〒818-0125 太宰府市五条3丁目1番1号 太宰府市元気づくり課（保健センター）宛 ※必ず封筒の表に「会計年度任用職員申込」と「職種」朱書きしてください。</td></tr><tr><td>持参の場合</td><td>開庁時間（平日8:30～17:00）内に上記担当課窓口に持参してください。</td></tr></table>	郵送の場合	〒818-0125 太宰府市五条3丁目1番1号 太宰府市元気づくり課（保健センター）宛 ※必ず封筒の表に「会計年度任用職員申込」と「職種」朱書きしてください。	持参の場合	開庁時間（平日8:30～17:00）内に上記担当課窓口に持参してください。
郵送の場合	〒818-0125 太宰府市五条3丁目1番1号 太宰府市元気づくり課（保健センター）宛 ※必ず封筒の表に「会計年度任用職員申込」と「職種」朱書きしてください。				
持参の場合	開庁時間（平日8:30～17:00）内に上記担当課窓口に持参してください。				

5 合格発表及び採用

合格発表	面接試験後、電話もしくは文書により合格通知を行います。
合格者の登録	採用試験の合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿に登録されます。
採用決定	採用試験では、採用予定人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、 <u>必ずしも全員が採用されるとは限りません。</u> 実際に勤務についていただく方については、任用開始前に担当課から連絡します。
勤務希望	申込書に記載していただいた配属先希望については、そえない場合もありますので、予めご了承ください。
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用者はすべて条件付採用とし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。